

大樹町住宅リフォーム支援事業

補助金交付のご案内

大樹町では、住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等によるリフォーム市場の拡大や、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とし、住宅リフォームに関する補助金制度を創設します。

申請先 大樹町役場 1階 建設水道課 管理係 窓口（開庁日の8:30~17:15）

対象者 次の各事項の要件を備えていること。

- (1) 町内に住所を有する者（リフォームの完了実績報告までに町内に転入し、住所を有する予定者を含む）
- (2) リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ該当住宅に現に居住している者
- (3) 町内建設業者によりリフォームを行う者
- (4) 補助金交付決定前に工事に着手していない者
- (5) 補助交付申請年度の3月10日までに、リフォームを完了できる見込みの者
- (6) 所有者が町税等を滞納していない者
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

対象工事 リフォーム工事、内窓サッシ設置、太陽光発電装置設置、給水管引込・浄水器設置工事のうち【別表第1】に定める工事で、**補助対象事業費が10万円以上であるもの。**

【別表第1】

リフォーム工事	内窓サッシ設置	太陽光発電装置設置	給水管引込 浄水器設置工事
○外壁・屋根改修工事 ○外部建具交換工事 ○断熱改修工事 ○増築工事 ○雪対策工事 ○段差解消・手摺設置工事 ○内装改修工事 ○台所改修工事 ○浴室・トイレ改修工事 ○暖房・給湯設備等改修工事 ○高効率設備機器設置工事 ○その他再生可能なエネルギーの導入等が図られる工事 ※詳細については別資料-1を参照	住宅に設置している既存の窓の内側に、新たに取り付ける樹脂製等による窓で、次世代省エネルギー基準（平成11年基準）の性能が備わっているもの	太陽光により発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系することにより利用する一連のシステムで、かつ太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10kW未満のもの、かつ、財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、または同等以上の性能、品質が確認されているものであるもの	○井戸水等の利用から水道への利用替えに関わる給水管引込工事 ○水質基準に適合する水質まで浄化することができる浄水器の設置工事

（裏面へ）

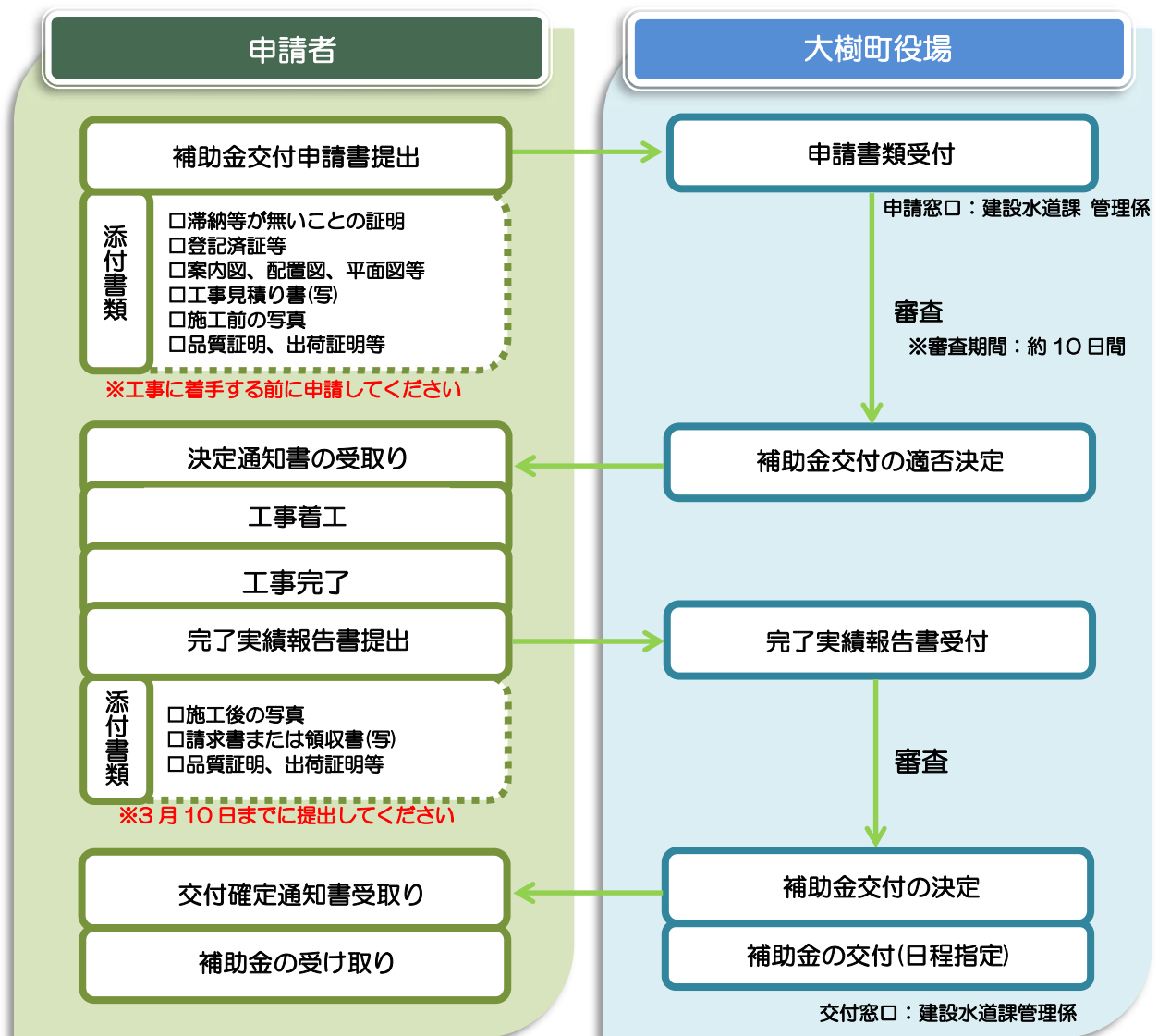
補助金額

- 補助金の交付は大樹 TMO カード会発行の商品券^{※1}とする。

	工事項目	金額算定	上限
1	リフォーム工事	補助対象経費の1/2	10万円
2	内窓サッシ設置	補助対象経費の1/2	10万円
3	太陽光発電システム	補助対象経費の1/2	10万円
4	給水管引込工事・浄水器設置工事	補助対象経費の1/2	10万円
合算額	1～4それぞれの算定額を合算して交付申請が可能		

※1：有効期限あり(約6か月以内)

手続きのフロー



要綱および申請書の様式については、大樹町のホームページでダウンロードできます。

検索

大樹町役場 建設水道課 管理係 ☎01558-6-2118(直通)